

彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・ 地域連携プラットフォーム事業連携協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会（以下、「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 大学・短期大学と彦根市、長浜市、滋賀県、彦根商工会議所、長浜商工会議所による包括連携協定に基づく事業連携事項を円滑に推進するため、協議会を設置する。

（組織）

第3条 協議会は、包括連携協定を締結した滋賀大学、滋賀県立大学、滋賀文教短期大学、聖泉大学、長浜バイオ大学及び彦根市、長浜市、滋賀県、彦根商工会議所、長浜商工会議所により組織する。

（会議）

第4条 協議会は年2回以上開催する。

2 協議会は、協議会に参画する自治体の首長が出席する協議会を年1回以上開催する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会が別に定める。

（改廃）

第6条 この要綱の改廃は、協議会の議を経て行う。

附 則

この要綱は、2018年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年9月26日から施行する。